

千 交 協 第 号
令和 3 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 千歳市地域公共交通活性化協議会
住 所 千歳市東雲町 2 丁目 3 4
代表者氏名 会長 横田 隆一

【令和 4 年度】地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称								
【令和4年度】千歳市地域内フィーダー系統確保維持計画								
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性								
<p>千歳市においては、平成28年10月に「バス路線再編」の実施、初乗り100円運賃や高齢者運賃、バスロケーションシステムの導入等を行い、市民の利便性と交通事業者の採算性、行政における公共性のバランスがとれた交通ネットワークの構築を目指している。</p> <p>今後、更なる高齢化社会を迎え、自家用車の運転をやめる市民が増えることが予想されることから、路線バスの果たす役割がますます大きくなる。そのためにも市内バス路線の更なる充実や利便性の向上が必要不可欠である。</p> <p>しかしながら、路線バスの利便性の向上は、事業者の採算性を損なうリスクを抱えており、現在、バス事業者は、市の補助制度を活用しながら運行しているものの、現状として、その経営は大変苦しいものとなっている。このため、地域公共交通確保維持事業を活用し、路線バスを基幹とする持続可能な交通ネットワークの構築と充実を図り、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>								
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果								
(1) 事業の目標								
<p>《収支率》</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年度申請における4系統の収支率の目標値を以下の通り設定する。 <p>令和4年度（R3／10～R4／9） 40.0% （参照：R2実績値45.4%）</p> <p>《利用人数》</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年度申請における利用者数の目標値を以下のとおり設定する。 <p>＜令和4年度目標値＞（対前年度実績比 +1%増）</p> <table><tbody><tr><td>桜木線</td><td>冬：478人/日、夏：443人/日</td></tr><tr><td>みどり台線</td><td>冬：257人/日、夏：230人/日</td></tr></tbody></table> <p>＜令和3年実績＞本市における市内路線バス乗降調査より</p> <table><tbody><tr><td>桜木線</td><td>冬：473人/日、夏：439人/日</td></tr><tr><td>みどり台線</td><td>冬：254人/日、夏：228人/日</td></tr></tbody></table>	桜木線	冬：478人/日、夏：443人/日	みどり台線	冬：257人/日、夏：230人/日	桜木線	冬：473人/日、夏：439人/日	みどり台線	冬：254人/日、夏：228人/日
桜木線	冬：478人/日、夏：443人/日							
みどり台線	冬：257人/日、夏：230人/日							
桜木線	冬：473人/日、夏：439人/日							
みどり台線	冬：254人/日、夏：228人/日							

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>①地域間幹線系統路線によって札幌圏と桜木地区、みどり台地区が結ばれることで交通ネットワークが充実する。</p> <p>②日常生活に必要な社会基盤が維持される。</p> <p>③高齢者の社会参加が促進される。</p> <p>④バス事業者の収支改善が図られる。</p> <p>⑤交通事故、騒音、振動等が減少する。</p> <p>⑥CO2の抑制等、環境保全が図られる。</p> <p>⑦行政コストを抑制する。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・バスの運賃制度や市内路線図が一目で分かるバスガイドマップの作成、配布【千歳市】(千歳市地域公共交通網形成計画 P.67 参照) ・市内の路線別PR、シルバーおでかけパス、乗継チケット等の周知活動【千歳市、事業者】 ・バスロケーションシステムの機能改善や利用促進に向けた周知活動【千歳市、事業者、公立千歳科学技術大学】(千歳市地域公共交通網形成計画 P.67 参照) ・エコ通勤(ノーカーデー)の取組【千歳市】(千歳市地域公共交通網形成計画 P.68 参照) ・インバウンド対策として、公立千歳科学技術大学と連携し、外国語(英語・中国語・韓国語)に対応した駅前案内図、バスのりば案内板、時刻表の作成及び設置【千歳市、公立千歳科学技術大学】 ・新型コロナウイルス感染症対策としての抗ウイルス抗菌加工【千歳市、事業者】
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>「運行系統の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙(表1)のとおり。 ・その他の資料 ① 路線図 ② 時刻表
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>千歳市から運行事業者への補助金額については、地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に運行路線の実車走行キロ数を乗じて得た額から収入を差し引いた金額とし、同一のバス運行事業者が運行路線であつて、共通する区間のキロ程が各路線のキロ程の50%以上である路線の場合は、一つの補助対象とする。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・北海道中央バス株式会社
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>

※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「表5」のとおり ・現在、国土交通省で上限額について調整中
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

※該当なし

（2）事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

・令和3年 月 日に千歳市地域公共交通活性化協議会（書面協議）を開催し、当該計画を承認済み。

22. 利用者等の意見の反映状況

- ・年に2回（夏期/冬期）、市民の普段における移動状況や路線バスの利用実態など、市民ニーズを把握するため、市内全路線全便の乗降調査を実施し、路線再編に反映している。
- ・バスマップの作成やバスロケーションシステムの導入・機能改善の実施など、誰にでも分かりやすい公共交通情報の提供を行っている。
- ・令和2年度は、地域公共交通活性化協議会を4回開催（書面開催を含む）し、平成28年の千歳市地域公共交通網形成計画策定及びバス路線の再編後、計画に位置付けた交通体系を実施するための議論を行ったほか、新型コロナウイルス感染症の影響による市内公共交通における現状の課題や今後の方針、令和4年を始期とする地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画について協議、検討した。

千歳市地域公共交通活性化協議会の開催日… 11/36、2/25
（令和2年度） 書面協議の開催日… 7/29、1/20

23. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道石狩振興局地域政策部地域政策課
関係市区町村	千歳市企画部交通政策課（事務局）
交通事業者・交通施設管理者等	北海道中央バス(株) 千歳相互観光バス(株) 道南バス(株) あつまバス(株) 北海道地方交通運輸産業労働組合 千歳地区ハイヤー事業協同組合 北海道旅客鉄道(株)千歳駅 北海道バス協会
地方運輸局	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官
警察	北海道札幌方面千歳警察署交通第一課
道路管理者	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所
同上	北海道空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所
同上	千歳市建設部道路管理課
学識経験者	公立千歳科学技術大学理工学部
利用者	公募市民
その他協議会が必要と認める者	千歳市町内会連合会 千歳市社会福祉協議会 千歳商工会議所 千歳市老人クラブ連合会 千歳市商店街振興組合連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道千歳市東雲町2丁目34

(所 属) 千歳市企画部交通政策課交通政策係

(氏 名) 主任 峯田 大資

(電 話) 0123-24-0897

(e-mail) koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

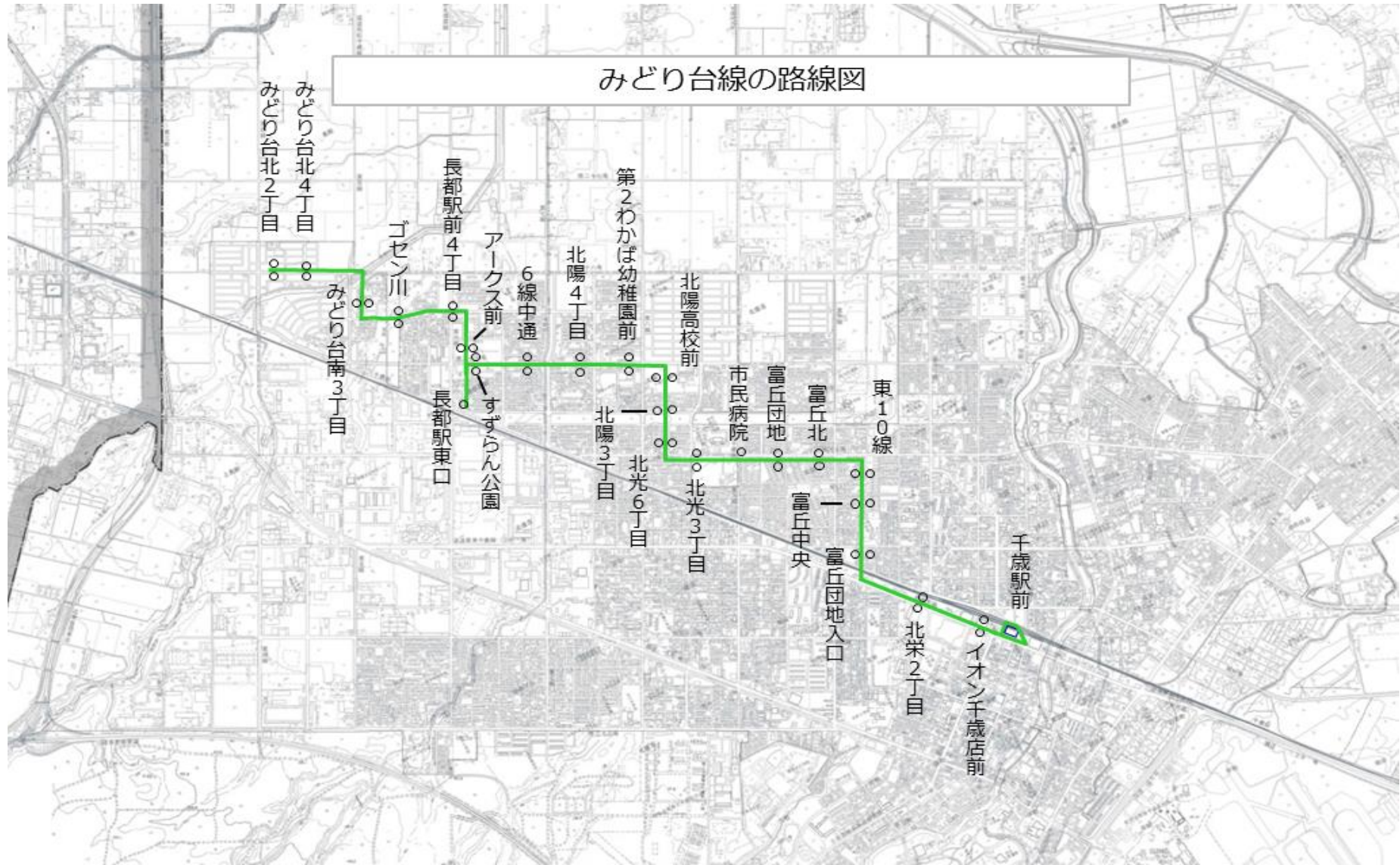
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

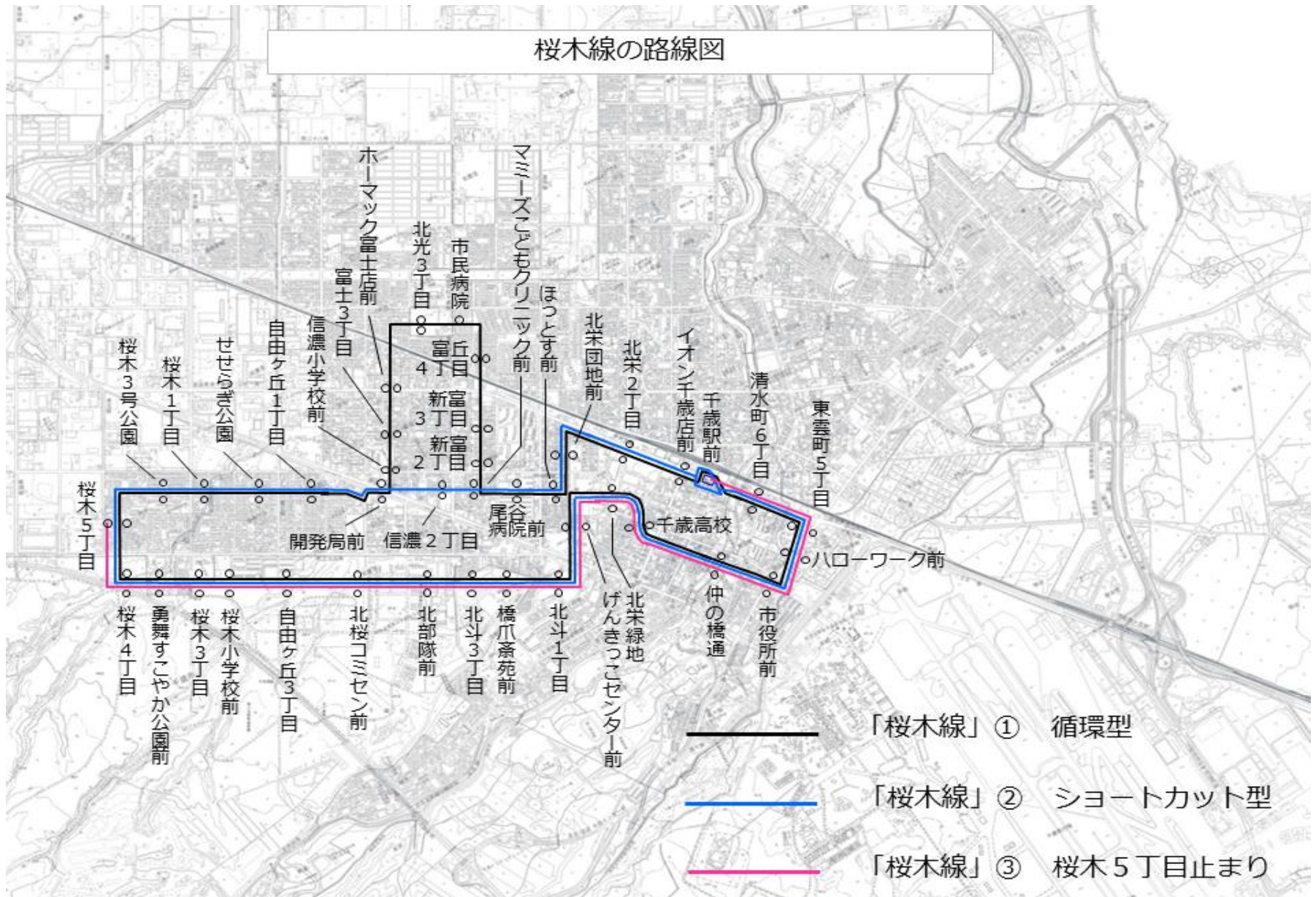
外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

みどり台線の路線図



桜木線の路線図



桜木線

【平日】

1	直1		路線名	2	直2	
千歳駅前			始点	千歳駅前		
市役所先回り			經由	北栄先回り		
市民病院	信濃2丁目			市民病院	信濃2丁目	
千歳駅前		桜木5丁目	終点	千歳駅前		桜木5丁目
			5時			
			6時			
25			7時		40	
			8時	30		
00			9時	30		
00			10時	30		
00			11時	30		
00			12時	30		
00			13時	30		
00			14時	30		
00			15時	30		
00			16時	30		
00			17時	40		
30			18時			
		45	19時		15	
		50	20時			05
		45	21時			15
			22時			
			23時			
			24時			
45	36	22	所要時間	45	36	16
32301		32302	系統コード	32301	32304	32303
			加算時間帯/分			
			減算時間帯/分			
13.6	11.5	7.0	系統キロ	13.4	11.3	4.4
11		3	運行便数	10	2	2
千6-①		千6-⑤	申請番号	千6-①	千6-②	千6-③

【土曜】

1	直1		路線名	2	直2	
千歳駅前			始点	千歳駅前		
市役所先回り			經由	北栄先回り		
市民病院	信濃2丁目			市民病院	信濃2丁目	
千歳駅前		桜木5丁目	終点	千歳駅前		桜木5丁目
			5時			
			6時			
35			7時			
			8時	30		
00			9時	30		
00			10時	30		
00			11時	30		
00			12時	30		
00			13時	30		
00			14時	30		
00			15時	30		
00			16時	30		
00			17時	40		
30			18時			
			19時		15	
			20時			05
			21時			
			22時			
			23時			
			24時			
45	36	22	所要時間	45	36	16
32301		32302	系統コード	32301	32304	32303
			加算時間帯/分			
			減算時間帯/分			
13.6	11.5	7.0	系統キロ	13.4	11.3	4.4
11			運行便数	10	1	1
千6-①		千6-⑤	申請番号	千6-①	千6-②	千6-③

【日祝】

1	直1		路線名	2	直2	
千歳駅前			始点	千歳駅前		
市役所先回り			經由	北栄先回り		
市民病院	信濃2丁目			市民病院	信濃2丁目	
千歳駅前		桜木5丁目	終点	千歳駅前		桜木5丁目
			5時			
			6時			
35			7時			
			8時	30		
00			9時	30		
00			10時	30		
00			11時	30		
00			12時	30		
00			13時	30		
00			14時	30		
00			15時	30		
00			16時	30		
00			17時	40		
30			18時			
			19時		15	
			20時			05
			21時			
			22時			
			23時			
			24時			
45	36	22	所要時間	45	36	16
32301		32302	系統コード	32301	32304	32303
			加算時間帯/分			
			減算時間帯/分			
13.6	11.5	7.0	系統キロ	13.4	11.3	4.4
11			運行便数	10	1	1
千6-①		千6-⑤	申請番号	千6-①	千6-②	千6-③

みどり台線

【平日】

3		路線名	3	
千歳駅前		始点	みどり台北2丁目	
長都駅東口		経由	長都駅東口	
みどり台北2丁目	長都駅東口	終点	千歳駅前	
		5時		
		6時		
	13	7時		
03 55		8時		
55		9時	30	
55		10時	30	
55		11時	30	
55		12時	30	
55		13時	30	
55		14時	30	
55		15時	30	
55		16時	30	
50		17時	30	
45		18時	25	
30		19時	20	
25		20時		
40		21時		
		22時		
		23時		
		24時		
25	19	所要時間	25	
32401	32402	系統コード	32401	
		加算時間帯/分		
		減算時間帯/分		
7.4	5.2	系統キロ	7.5	
13	1	運行便数	11	
千5-①	千5-②	申請番号	千5-①	

【土曜】

3		路線名	3	
千歳駅前		始点	みどり台北2丁目	
長都駅東口		経由	長都駅東口	
みどり台北2丁目	長都駅東口	終点	千歳駅前	
		5時		
		6時		
	13	7時		
03 55		8時		
55		9時	30	
55		10時	30	
55		11時	30	
55		12時	30	
55		13時	30	
55		14時	30	
55		15時	30	
55		16時	30	
50		17時	30	
45		18時	25	
40		19時	20	
		20時		
		21時		
		22時		
		23時		
		24時		
25	19	所要時間	25	
32401	32402	系統コード	32401	
		加算時間帯/分		
		減算時間帯/分		
7.4	5.2	系統キロ	7.5	
13	1	運行便数	11	
千5-①	千5-②	申請番号	千5-①	

【日祝】

3		路線名	3	
千歳駅前		始点	みどり台北2丁目	
長都駅東口		経由	長都駅東口	
みどり台北2丁目	長都駅東口	終点	千歳駅前	
		5時		
		6時		
	13	7時		
03 55		8時		
55		9時	30	
55		10時	30	
55		11時	30	
55		12時	30	
55		13時	30	
55		14時	30	
55		15時	30	
55		16時	30	
50		17時	30	
45		18時	25	
40		19時	20	
		20時		
		21時		
		22時		
		23時		
		24時		
25	19	所要時間	25	
32401	32402	系統コード	32401	
		加算時間帯/分		
		減算時間帯/分		
7.4	5.2	系統キロ	7.5	
13	1	運行便数	11	
千5-①	千5-②	申請番号	千5-①	

桜木空港線、みどり台空港線

【平日】

空1	空2	路線名	空3
千歳駅前		始点	みどり台北2丁目
千歳高校先回り	北栄先回り	経由	千歳駅前
国際線ターミナル		終点	国際線ターミナル
		5時	
10		6時	24
	10	7時	45
00		8時	
		9時	
		10時	
		11時	
		12時	
		13時	
		14時	
		15時	
		16時	
		17時	
		18時	
		19時	
		20時	
		21時	
		22時	
		23時	
		24時	
48	48	所要時間	39
30804	30803	系統コード	32501
		加算時間帯/分	
		減算時間帯/分	
16.9	16.7	系統キロ	14.3
2	1	運行便数	2
千8-②	千8-①	申請番号	千9-①

【土曜】

空1	空2	路線名	空3
千歳駅前		始点	みどり台北2丁目
千歳高校先回り	北栄先回り	経由	千歳駅前
国際線ターミナル		終点	国際線ターミナル
		5時	
10		6時	24
	10	7時	45
00		8時	
		9時	
		10時	
		11時	
		12時	
		13時	
		14時	
		15時	
		16時	
		17時	
		18時	
		19時	
		20時	
		21時	
		22時	
		23時	
		24時	
48	48	所要時間	39
30804	30803	系統コード	32501
		加算時間帯/分	
		減算時間帯/分	
16.9	16.7	系統キロ	14.3
2	1	運行便数	2
千8-②	千8-①	申請番号	千9-①

【日祝】

空1	空2	路線名	空3
千歳駅前		始点	みどり台北2丁目
千歳高校先回り	北栄先回り	経由	千歳駅前
国際線ターミナル		終点	国際線ターミナル
		5時	
10		6時	24
	10	7時	45
00		8時	
		9時	
		10時	
		11時	
		12時	
		13時	
		14時	
		15時	
		16時	
		17時	
		18時	
		19時	
		20時	
		21時	
		22時	
		23時	
		24時	
48	48	所要時間	39
30804	30803	系統コード	32501
		加算時間帯/分	
		減算時間帯/分	
16.9	16.7	系統キロ	14.3
2	1	運行便数	2
千8-②	千8-①	申請番号	千9-①

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
千歳市	北海道中央バス株式会社	(1) みどり台線	千歳駅前	市民病院	みどり台北 2丁目	往 7.4km 復 7.5km	365 日	4,623.0 回		路線定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線 系統である中央バス千歳 線と千歳駅前バス停で接 続	③
		(2) 桜木線①	千歳駅前	市役所前・ 市民病院	千歳駅前	往 13.4km 復 13.6km	365 日	3,832.5 回		路線定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線 系統である中央バス千歳 線と千歳駅前バス停で接 続	③
		(3) 桜木線②	千歳駅前	信濃2丁目・ 市役所前	千歳駅前	(循環) 11.3km	365 日	608.0 回		路線定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線 系統である中央バス千歳 線と千歳駅前バス停で接 続	③
		(4) 桜木線③	千歳駅前	市役所前	桜木5丁目	往 7.0km 復 km	243 日	364.5 回		路線定期運行	①	JR千歳駅で地域間幹線 系統である中央バス千歳 線と千歳駅前バス停で接 続	③
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	千歳市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	15,576
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
千歳市地域公共交通網形成計画	平成28年3月30日	平成29年度
千歳市地域公共交通再編実施計画	平成28年9月23日	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
15,576	$15576人 \times \times + 万円 = 0千円$	0千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）